

北海道版構造改革・地域再生特区（「北海道チャレンジパートナー特区」）推進要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市町村等の自発性を尊重した北海道版構造改革・地域再生特区（以下「北海道チャレンジパートナー特区」という。）を設定し、当該地域の特性に応じて北海道が特例措置等を講じ、市町村等が地域資源を活かした特定の事業を実施し、またはその実施を促進することにより、地域経済の活性化と雇用の創出等、地域の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）北海道チャレンジパートナー特区

市町村等が当該地域の活性化と地域活力の再生と創造を図るために自発的に設定する区域であって、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその実施を促進するものをいう。

（2）北海道チャレンジパートナー特区計画

市町村等が単独でまたは共同して、当該市町村等の区域について、北海道チャレンジパートナー特区として教育、農業、社会福祉などの分野における当該区域の活性化を図るために作成する計画をいう。

（3）特定事業

市町村等が実施し、又はその実施を促進する事業のうち特例措置等の適用を受けるものをいう。

（4）特例措置等

次に掲げる事項をいう。

ア 特例措置

北海道の条例、規則、要綱等により規定された各種の規制、要件等についての北海道の条例、規則、要綱等により規定するこれらの規制、要件等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該各種の規制、要件等の趣旨に照らして市町村等がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

イ その他の支援措置

ア以外のもので、市町村等が地域資源を活かして、地域経済の活性化と雇用の創出等、地域の活性化を目的として行う事業の実施を阻害している要因を取り除き、あるいは実施を加速するために必要とする支援措置をいう。

(5)市町村等

北海道内の市町村又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。

（計画認定の申請）

第 3 条 市町村等は、北海道チャレンジパートナー特区計画（以下「計画」という。）を作成し、知事の認定を申請することができる。

2 計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)特区の範囲及び名称並びに特性

(2)計画の意義及び目標

(3)計画の実施が特区に及ぼす地域活性化の効果

(4)特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日

(5)特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業ごとの特例措置等の内容

(6)前各号に掲げるもののほか、計画の実施に関し市町村等が必要と認める事項

3 市町村等は、計画の案を作成しようとするときは、前項第 4 号に掲げる実施主体（以下「実施主体」という。）の意見を聞かなければならない。

4 特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施しようとする地域をその区域に含む市町村等に対し、当該特定事業をその内容とする計画の案の作成についての提案することができる。

5 前項の市町村等は、同項の提案を踏まえた計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めるものとする。

6 第 1 項の規定による認定の申請には、第 3 項の規定により聴いた実施主体の意見の概要（第 4 項の提案を踏まえた計画についての認定の申請をする場合にあつては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなくてはならない。

（計画の認定）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による認定の申請があつた計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(1)第 1 条に規定する北海道チャレンジパートナー特区の目的に合致していること。

(2)特例措置等の内容が第 3 条第 2 項第 2 号の「計画の意義及び目標」に合致していること。

(3)計画の実施が特区に対して適切な地域活性化の効果を及ぼすものであること。

(4)円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

2 知事は、自らの権限に属さない事項について前項の規定による認定をしようとするときは、前条第 2 項第 5 号に掲げる事項について関係する執行機関の長又は北海道公営企

業条例第4条の規定により置かれる管理者（以下「関係執行機関の長」という。）に協議し、その同意を得なければならない。

（措置特例）

第5条 知事又は前条第2項の規定による同意をした関係執行機関の長は、前条第1項の計画の認定又は第2項の協議に同意をしたときは、第3条第2項第4号の特定事業の開始の日までに同条同項第5号の特例措置等を講ずるものとする。

2 前条第1項の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に基づき実施主体が実施する特定事業については、前項により講じられた特例措置等を適用する。

（計画の変更）

第6条 市町村等は認定計画の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の認定を申請するものとする。

2 第3条第3項から第6項まで及び第4条の規定は、前項の規定による計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第7条 知事は第4条第1項の規定による認定（前条第1項の規定による認定計画の変更の認定を含む。以下「認定」という。）を受けた市町村等に対し、認定計画（前条第1項の規定による認定計画の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況について報告を求めることができる。

2 関係執行機関の長は、認定を受けた市町村等に対し、認定計画に係る特例措置等の適用状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第8条 知事は、認定計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定を受けた市町村等に対し、当該認定計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係執行機関の長は認定計画に係る特例措置等の適正な適用のため必要があると認めるときは認定を受けた市町村等に対し、当該特例措置等の適用に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第9条 知事は、認定計画が第4条第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、知事は、関係執行機関の長にその旨を通知しなくてはならない。

2 関係執行機関の長は、知事に対し、前項の規定による認定の取消に関し必要と認める意見を申し出ることができる。

（北海道の援助等）

第10条 知事及び関係執行機関の長は、認定を受けた市町村等に対し、認定計画の円滑か

つ確実な実施に関し必要な助言そのほかの援助を行うよう努めなければならない。

- 2 知事及び関係執行機関の長は、特例措置等について、その趣旨に照らして市町村がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置の特性や特区における実施状況を踏まえ、全道的な措置の実施について検討を行うよう努めなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、知事、関係執行機関の長、市町村等及び実施主体は、認定計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(事務)

第 11 条 北海道チャレンジパートナー特区の推進等に関する事務は総合政策部地域創生局地域政策課と特例措置等に関する部局及び関係する執行機関が相互に連携し、処理するものとする。

- 2 総合政策部地域創生局地域政策課は、主として次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)北海道チャレンジパートナー特区に関する企画立案
- (2)北海道チャレンジパートナー特区の制度の普及啓発
- (3)北海道チャレンジパートナー特区に関する事務の総合調整

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、北海道チャレンジパートナー特区の推進に必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 5 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 11 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 5 月 9 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

北海道版構造改革・地域再生特区（「北海道チャレンジパートナー特区」）推進要領

（計画の認定の申請）

第1条 北海道版構造改革・地域再生特区（「北海道チャレンジパートナー特区」）推進要綱（平成17年3月1日決定。以下「要綱」という。）第3条の規定により認定の申請をしようとする市町村等は、別記様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを知事に提出するものとする。

- (1) 北海道チャレンジパートナー特区（以下「特区」という。）に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特区を表示した付近見取図
- (2) 特例措置等の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 北海道チャレンジパートナー特区計画（以下「計画」という。）の工程表及びその内容を説明した文書
- (4) 要綱第3条第3項の規定により聴いた意見の概要
- (5) 要綱第3条第4項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項を記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請書及び同項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により提出することができる。

（計画の変更の認定の申請）

第2条 要綱第6条第1項の規定により計画の変更の認定を受けようとする市町村等は、別記様式第2号による申請書に前条第1項各号に掲げる書類のうち当該計画の変更に伴いその内容が変更されるものについて、その変更後のものを添えて、これらを知事に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請書及びその添付書類は、電磁的記録により提出することができる。

（計画の軽微な変更）

第3条 要綱第6条第1項の知事が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- (2) 特例措置等の適用の開始の日の変更であってその変更が6月以内のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の実施に支障がないと知事が認める変更

附 則

この要領は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

別記様式第1号(第1条関係)

北海道チャレンジパートナー特区計画認定申請書

○年○月○日

北海道知事 様

市町村等の長の職氏名

北海道版構造改革・地域再生特区(「北海道チャレンジパートナー特区」)推進要綱第3条第1項の規定に基づき、北海道チャレンジパートナー特区計画について認定を申請します。

別記様式第1号(第1条関係)

北海道チャレンジパートナー特区計画

- 1 北海道チャレンジパートナー特区計画(以下「計画」という。)の作成主体の名称
- 2 北海道チャレンジパートナー特区(以下「特区」という。)の名称
- 3 特区の範囲
- 4 特区の特性
- 5 計画の意義
- 6 計画の目標
- 7 計画の実施が特区に及ぼす地域活性化の効果
- 8 特定事業の名称
- 9 特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の計画の実施に関し市町村等が必要と認める事項

別紙 特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの特例措置等の内容

別記様式第1号(第1条関係)

別紙

- 1 特定事業の名称

- 2 当該特例措置等の適用を受けようとする者

- 3 当該特例措置等の適用の開始の日

- 4 特定事業の内容

- 5 当該特例措置等の内容

注 特定事業ごとに作成すること。

別記様式第2号(第2条関係)

北海道チャレンジパートナー特区計画の変更の認定申請書

○年○月○日

北海道知事 様

市町村等の長の職氏名

年 月 日 第 号で認定を受けた北海道チャレンジパートナー特区計画について次のとおり変更したいので、北海道版構造改革・地域再生特区(「北海道チャレンジパートナー特区」)推進要綱第6条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

2 変更事項の内容

注 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。